

### 3 ジフテリア

#### (1) 定義

ジフテリア毒素を產生するジフテリア菌 (*Corynebacterium diphtheriae*) の感染による急 性感染症である。

#### (2) 臨床的特徴

ジフテリア菌が咽頭などの粘膜に感染し、感染部位の粘膜や周辺の軟部組織の障害を引き起 こし、扁桃から咽頭粘膜表面の偽膜性炎症、下顎部から前頸部の著しい浮腫とリンパ節腫脹 (bulb neck) などの症状が出現する。重症例では心筋の障害などにより死亡する。

#### (3) 届出基準

##### ア 患者（確定例）

医師は、(2) の臨床的特徴を有する者を診察した結果、症状や所見からジフテリアが疑 われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、ジフテリア患者と診断した場合には、 法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

##### イ 無症状病原体保有者

医師は、診察した者が(2) の臨床的特徴を呈していないが、次の表の左欄に掲げる検査 方法により、ジフテリアの無症状病原体保有者と診断した場合には、法第12条第1項の規 定による届出を直ちに行わなければならない。

##### ウ 感染症死亡者の死体

医師は、(2) の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、ジフテリア が疑われ、かつ、次の表の左欄に掲げる検査方法により、ジフテリアにより死亡したと判断 した場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければならない。

この場合において、検査材料は、同欄に掲げる検査方法の区分ごとに、それぞれ同表の右 欄に定めるもののいずれかを用いること。

##### エ 感染症死亡疑い者の死体

医師は、(2) の臨床的特徴を有する死体を検案した結果、症状や所見から、ジフテリア により死亡したと疑われる場合には、法第12条第1項の規定による届出を直ちに行わなければ ならない。

検査方法	検査材料
分離・同定による病原体の検出、かつ、分離菌株のジフテリア毒 素產生性の確認	病変（感染）部位か らの採取材料

(※) ジフテリア菌 (*Corynebacterium diphtheriae*) であっても、ジフテリア毒素非產生 性の菌は届出の対象ではない。

*Corynebacterium ulcerans* 及び *Corynebacterium pseudotuberculosis* については、ジ フテリア毒素を產生する株があるものの、それらは届出の対象ではない。